

平成24年4月11日
東京税関業務部

関係各位

輸入公表等の改正について

外国為替及び外国貿易法第52条の規定に基づく輸入規制は、輸入貿易管理令において、①輸入割当制度（IQ）、②原産地・船積地域規制（2号承認・2の2号承認）、③事前確認・通関時確認として行っております。

今回、輸入貿易管理令第3条に基づく「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（輸入公表）等の一部が改正されることとなりました。

〔改正内容〕

1. 「輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表」（輸入公表）の一部改正
 - 大西洋まぐろ類保存国際委員会年次会合結果を踏まえた改正
 - ・ 輸入公表二の第一の表からボリビア及びグルジアの欄を削除
 - ・ 輸入公表三の9の（2）にスリナム、コロンビアを追加
 - ・ 輸入公表三の9の（2）のアンティルをキュラソー島に改正
2. モントリオール議定書の締約国追加
 - ・ 輸入公表三の9の（4）イに南スーダン（施行4月11日）を追加
 - ・ 輸入公表三の9の（4）二にミャンマー（施行4月29日）を追加
 - ※ 輸出注意事項で追加しているギニアとジンバブエについては次回改正時に追加
3. 輸入注意事項の廃止（上記1. 関連）
 - ・ 上記1. を踏まえ、不要となった輸入注意事項の削除。
4. 「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の締約国等について」（輸出注意事項18第17号）の一部改正
 - モントリオール議定書の締約国追加（輸出）
 - ・ 同注意事項に、南スーダン（施行4月11日）、ミャンマー（施行4月29日）、ギニア（施行5月28日）、ジンバブエ（施行5月30日）を追加

〔添付資料〕

官報 第5778号（改正文）

〔問合せ先〕
（輸入関係）
東京税関業務部通関総括第2部門（電話：03-3599-6338）
（輸出関係）
東京税関業務部通関総括第4部門（電話：03-3599-6341）

明治二十五年三月十一日 日刊（行政機関の休日休刊）
第三版 郵便物誌認可



編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく登録送信適正化機関の名称の変更に関する件
(消費者庁・総務一)
- 広域防災システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務一四二)
- 第二次農地改革地域橋梁整備計画のための贈与に関する日本国政府とフィリピン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同一四三)
- 保安林の指定をする件
(農林水産九六〇～九七三)
- 保安林の指定を解除する件
(同九七四、九七五)
- 保安林の指定要件を変更する件
(同九七六～九八三)
- 中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件
(経済産業九三)
- 輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件(同九四)

- 砂防法第二条の土地を指定する件
(国土交通四三八～四四二)
- 水路測量の実施に関する件
(海上保安九五)
- 海上におけるチャプ及びフレア発射試験を実施する件(防衛九〇)
- 自衛隊飛行場の告示の一部を変更する件(同九一)
- 道路に関する件
(東北地方整備局八六)
- 道路に関する件
(近畿地方整備局八八～九三)
- 平成十四年近畿地方整備局告示第十六号の一部を改正する件(同九四)
- 登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件
(同九五)
- 道路に関する件
(四国地方整備局八七、八八)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 国家公安委員会 警察庁
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 監査法人処分、財団、有権者申出方
- 司法書士懲戒処分、建設業の許可の取消処分、基本測量関係事項関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

- 特殊法人等
- 外務省共済組合定款の一部変更、職員
- 員の免職処分関係
- 地方公共団体
- 教育職員免許状失効関係
- 会社その他

告 示

- 消費者庁 告示第一号
総務省告示第一号
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成十四年法律第二十六号)第十九条の規定に基づき、登録送信適正化機関として登録した財団法人日本データ通信協会から名称の変更の届出があったので、同法第二十七条第二号の規定に基づき、次のように公示する。
平成二十四年四月十一日
消費者庁長官 福嶋 浩彦
総務大臣 川端 達夫
- 一 変更後の名称
一般財団法人日本データ通信協会
- 二 変更年月日
平成二十四年四月一日
- 外務省告示第四百四十二号
平成二十四年三月二十九日にマニラで、広域防災システム整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府と行われた。
1 援助の目的及び内容 広域防災システム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与の額 十億円
3 贈与の供与期限 平成二十五年四月三十日まで
4 署名者
日 本 側 下村敏直在フィリピン大使
フィリピン側 アルバート・デル・ロサリオ外務大臣
平成二十四年四月十一日
外務大臣臨時代理 國務大臣 藤村 修
- 外務省告示第四百四十三号
平成二十四年三月二十九日にマニラで、第二次農地改革地域橋梁整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。
1 援助の目的及び内容 第二次農地改革地域橋梁整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2 贈与の限度額 十三億九千四百万円

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 - (ロ) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。

○農林水産省告示第九百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年四月十一日

- 農林水産大臣 鹿野 道彦
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岐阜県高山市朝日町大蔵字ウツル洞八二五の一五から八二五の一八まで、八二五の二〇
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (ロ) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。

○経済産業省告示第九十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年四月十一日

番号	名称	住所
5130	福岡酒類販売株式会社	福岡県福岡市博多区板付六丁目十一番九号
5129	株式会社永豊産業	愛知県豊田市御部西町坂下十五番地一

○経済産業省告示第九十四号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

平成二十四年四月十一日

経済産業大臣 枝野 幸男

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- (イ) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び高山市役所に備え置いて縦覧に供する。
- 農林水産省告示第九百八十三号
- 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
- 平成二十四年四月十一日

農林水産大臣 鹿野 道彦

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岐阜県土岐市肥田町肥田字欠之下二一八三六、一八五二の一
- 二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (イ) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (ロ) 次のとおりは、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。

経済産業大臣 枝野 幸男

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間

平成二十三年十二月五日から平成二十四年十二月四日まで

平成二十四年三月十九日から平成二十五年三月十八日まで

この告示は、平成二十四年四月十一日から施行する。ただし、改正規定中「ミャンマー」に係る部分については、平成二十四年四月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 前田 武志
- 二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 福井川左第四支川
- 三 砂防法第二条の土地の表示 福井川左第四支川
- 四 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域 福岡県宮若市臨田字福井
- 五 二五七番 一 号
- 六 二五七番 二 号
- 七 二五七番 三 号から七号まで
- 八 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 坂根下谷川及び助五川
- 九 砂防法第二条の土地の表示
- 十 イ 次に掲げる土地
 - 福岡県朝倉郡筑前町曾根田字坂根
 - 八二五番から八二八番まで
 - 八三〇番
 - 八三三番
 - 八三三番 一
 - 八三三番 二
 - 八三三番 三
- 十一 ロ 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十九年建設省告示第六百十六号で指定した同号一に掲げる土地の区域及び昭和五十一年建設省告示第五百十九号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 前田 武志
- 二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 福井川左第四支川
- 三 砂防法第二条の土地の表示 福井川左第四支川
- 四 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域 福岡県宮若市臨田字福井
- 五 二五七番 一 号
- 六 二五七番 二 号
- 七 二五七番 三 号から七号まで
- 八 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 坂根下谷川及び助五川
- 九 砂防法第二条の土地の表示
- 十 イ 次に掲げる土地
 - 福岡県朝倉郡筑前町曾根田字坂根
 - 八二五番から八二八番まで
 - 八三〇番
 - 八三三番
 - 八三三番 一
 - 八三三番 二
 - 八三三番 三
- 十一 ロ 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛知県蒲郡市 色町 西山

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 西山二の沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
- 三 イ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
 - 九四番一及び九三番一
 - 九四番一から九四番三まで
 - 九五番及び九六番
 - 九六番一
 - 九七番一及び九七番二
 - 九八番一及び九八番二
 - 九九番一から九九番三まで
 - 一〇〇番
 - 一〇〇番 一
 - 一〇〇番 二
 - 一〇〇番 三
 - 一〇〇番 四
 - 一〇〇番 五
 - 一〇〇番 六
 - 一〇〇番 七
 - 一〇〇番 八
 - 一〇〇番 九
 - 一〇〇番 一〇
 - 一〇〇番 一一
 - 一〇〇番 一二
 - 一〇〇番 一三
 - 一〇〇番 一四
 - 一〇〇番 一五
 - 一〇〇番 一六
 - 一〇〇番 一七
 - 一〇〇番 一八
 - 一〇〇番 一九
 - 一〇〇番 二〇
 - 一〇〇番 二一
 - 一〇〇番 二二
 - 一〇〇番 二三
 - 一〇〇番 二四
 - 一〇〇番 二五
 - 一〇〇番 二六
 - 一〇〇番 二七
 - 一〇〇番 二八
 - 一〇〇番 二九
 - 一〇〇番 三〇
 - 一〇〇番 三一
 - 一〇〇番 三二
 - 一〇〇番 三三
 - 一〇〇番 三四
 - 一〇〇番 三五
 - 一〇〇番 三六
 - 一〇〇番 三七
 - 一〇〇番 三八
 - 一〇〇番 三九
 - 一〇〇番 四〇
 - 一〇〇番 四一
 - 一〇〇番 四二
 - 一〇〇番 四三
 - 一〇〇番 四四
 - 一〇〇番 四五
 - 一〇〇番 四六
 - 一〇〇番 四七
 - 一〇〇番 四八
 - 一〇〇番 四九
 - 一〇〇番 五〇
 - 一〇〇番 五一
 - 一〇〇番 五二
 - 一〇〇番 五三
 - 一〇〇番 五四
 - 一〇〇番 五五
 - 一〇〇番 五六
 - 一〇〇番 五七
 - 一〇〇番 五八
 - 一〇〇番 五九
 - 一〇〇番 六〇
 - 一〇〇番 六一
 - 一〇〇番 六二
 - 一〇〇番 六三
 - 一〇〇番 六四
 - 一〇〇番 六五
 - 一〇〇番 六六
 - 一〇〇番 六七
 - 一〇〇番 六八
 - 一〇〇番 六九
 - 一〇〇番 七〇
 - 一〇〇番 七一
 - 一〇〇番 七二
 - 一〇〇番 七三
 - 一〇〇番 七四
 - 一〇〇番 七五
 - 一〇〇番 七六
 - 一〇〇番 七七
 - 一〇〇番 七八
 - 一〇〇番 七九
 - 一〇〇番 八〇
 - 一〇〇番 八一
 - 一〇〇番 八二
 - 一〇〇番 八三
 - 一〇〇番 八四
 - 一〇〇番 八五
 - 一〇〇番 八六
 - 一〇〇番 八七
 - 一〇〇番 八八
 - 一〇〇番 八九
 - 一〇〇番 九〇
 - 一〇〇番 九一
 - 一〇〇番 九二
 - 一〇〇番 九三
 - 一〇〇番 九四
 - 一〇〇番 九五
 - 一〇〇番 九六
 - 一〇〇番 九七
 - 一〇〇番 九八
 - 一〇〇番 九九
 - 一〇〇番 一〇〇
- 十二 ロ 次に掲げる土地に存する標柱一七号から六号までを順次結んだ線及び標柱一七号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

この告示は、平成二十四年四月十一日から施行する。ただし、改正規定中「ミャンマー」に係る部分については、平成二十四年四月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 前田 武志
- 二 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 福井川左第四支川
- 三 砂防法第二条の土地の表示 福井川左第四支川
- 四 砂防法第二条の土地の表示 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域 福岡県宮若市臨田字福井
- 五 二五七番 一 号
- 六 二五七番 二 号
- 七 二五七番 三 号から七号まで
- 八 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 坂根下谷川及び助五川
- 九 砂防法第二条の土地の表示
- 十 イ 次に掲げる土地
 - 福岡県朝倉郡筑前町曾根田字坂根
 - 八二五番から八二八番まで
 - 八三〇番
 - 八三三番
 - 八三三番 一
 - 八三三番 二
 - 八三三番 三
- 十一 ロ 次に掲げる土地に存する標柱一七号から七号までを順次結んだ線及び標柱一七号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛知県蒲郡市 色町 西山

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 西山二の沢
- 二 砂防法第二条の土地の表示
- 三 イ 次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する道路の内その接している区間の道路敷
 - 九四番一及び九三番一
 - 九四番一から九四番三まで
 - 九五番及び九六番
 - 九六番一
 - 九七番一及び九七番二
 - 九八番一及び九八番二
 - 九九番一から九九番三まで
 - 一〇〇番
 - 一〇〇番 一
 - 一〇〇番 二
 - 一〇〇番 三
 - 一〇〇番 四
 - 一〇〇番 五
 - 一〇〇番 六
 - 一〇〇番 七
 - 一〇〇番 八
 - 一〇〇番 九
 - 一〇〇番 一〇
 - 一〇〇番 一一
 - 一〇〇番 一二
 - 一〇〇番 一三
 - 一〇〇番 一四
 - 一〇〇番 一五
 - 一〇〇番 一六
 - 一〇〇番 一七
 - 一〇〇番 一八
 - 一〇〇番 一九
 - 一〇〇番 二〇
 - 一〇〇番 二一
 - 一〇〇番 二二
 - 一〇〇番 二三
 - 一〇〇番 二四
 - 一〇〇番 二五
 - 一〇〇番 二六
 - 一〇〇番 二七
 - 一〇〇番 二八
 - 一〇〇番 二九
 - 一〇〇番 三〇
 - 一〇〇番 三一
 - 一〇〇番 三二
 - 一〇〇番 三三
 - 一〇〇番 三四
 - 一〇〇番 三五
 - 一〇〇番 三六
 - 一〇〇番 三七
 - 一〇〇番 三八
 - 一〇〇番 三九
 - 一〇〇番 四〇
 - 一〇〇番 四一
 - 一〇〇番 四二
 - 一〇〇番 四三
 - 一〇〇番 四四
 - 一〇〇番 四五
 - 一〇〇番 四六
 - 一〇〇番 四七
 - 一〇〇番 四八
 - 一〇〇番 四九
 - 一〇〇番 五〇
 - 一〇〇番 五一
 - 一〇〇番 五二
 - 一〇〇番 五三
 - 一〇〇番 五四
 - 一〇〇番 五五
 - 一〇〇番 五六
 - 一〇〇番 五七
 - 一〇〇番 五八
 - 一〇〇番 五九
 - 一〇〇番 六〇
 - 一〇〇番 六一
 - 一〇〇番 六二
 - 一〇〇番 六三
 - 一〇〇番 六四
 - 一〇〇番 六五
 - 一〇〇番 六六
 - 一〇〇番 六七
 - 一〇〇番 六八
 - 一〇〇番 六九
 - 一〇〇番 七〇
 - 一〇〇番 七一
 - 一〇〇番 七二
 - 一〇〇番 七三
 - 一〇〇番 七四
 - 一〇〇番 七五
 - 一〇〇番 七六
 - 一〇〇番 七七
 - 一〇〇番 七八
 - 一〇〇番 七九
 - 一〇〇番 八〇
 - 一〇〇番 八一
 - 一〇〇番 八二
 - 一〇〇番 八三
 - 一〇〇番 八四
 - 一〇〇番 八五
 - 一〇〇番 八六
 - 一〇〇番 八七
 - 一〇〇番 八八
 - 一〇〇番 八九
 - 一〇〇番 九〇
 - 一〇〇番 九一
 - 一〇〇番 九二
 - 一〇〇番 九三
 - 一〇〇番 九四
 - 一〇〇番 九五
 - 一〇〇番 九六
 - 一〇〇番 九七
 - 一〇〇番 九八
 - 一〇〇番 九九
 - 一〇〇番 一〇〇
- 十二 ロ 次に掲げる土地に存する標柱一七号から六号までを順次結んだ線及び標柱一七号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

この告示は、平成二十四年四月十一日から施行する。ただし、改正規定中「ミャンマー」に係る部分については、平成二十四年四月二十九日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月十一日